

令和 2 年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C 日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の 3～5 ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき 1 枚（そのⅠ）、民法につき 1 枚（そのⅡ）、刑法につき 1 枚（そのⅢ）、合計 3 枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。
9. 民法の試験においては、①「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」（債権関係規定の見直し）、②「民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）」（成年年齢等の変更）、および、③「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）」（相続関係規定の見直し）によって改正された民法（以下「改正民法」と言います）に基づいた出題を行いますが、これらの改正前の民法に基づいて解答することも認めます。解答の際に、改正民法・改正前民法のいずれに基づいたかを明示してください。特に条文番号については、改正民法・改正前民法のどちらを指示しているのか明らかにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

A 校は、B 県立の中高一貫教育で知られる学校である。同校は、その中等部の生徒募集にあたり、学校案内や学校説明会において、「道徳」の教科の中で宗教的情操教育を実施する旨を告知していたにもかかわらず、その後在籍する生徒の親の中から公立学校において宗教教育を行ってよいのかという批判の声が上がり、また、教職員の一部からもこれに同調する意見が出されたため、中等部の校長は、事前に告知していたような宗教的情操教育の実施を中止した。これに対して、中等部の 1 年次に在籍する生徒の親である X は、事前の告知に反して突然「道徳」の教科の授業内容を変更することは許されないと主張し、学校側に抗議したものの、聞き入れられず、A 校において宗教的情操教育は行われないこととなった。そこで、X は、精神的苦痛を被ったとして、国家賠償請求の訴えを提起し、その中で学校側の措置の不当性を訴えたいと考えている。

X の側から提起しうる憲法上の主張としてどのようなものが考えられるか。そのような X の主張は認められるか。各自の見解を述べなさい。

民法（配点 100 点）

I. Xは古書店Yに、ある古書を注文した。数日後に本は届いたが、届いたのはXが注文したつものものとは違うものであった。Xはこの古書を早く入手したいと考えていたので、別の古書店から同じ本を購入した。しばらくしてYからXに対して代金の請求があった。そこでXはYにメールを送って、届いた本は注文したのとは違う本なので代金を支払うわけにはいかない旨を伝えたところ、Yから再度の連絡があり、こちらは注文通りの本を送っているので代金を支払ってほしいと言ってきた。これに対して、Xはどうすればよいか。ありうる方策を複数あげて検討しなさい。

（配点：50点）

II. Aは古書店Bから購入した古書をダイレクトメールなどとともに机の脇に置いたままにしていた。Aの妻Cはこれらは不要物であると考えて、他の紙ごみと一緒に束ねて、資源ごみとしてごみ捨て場に出した。その後たまたま古書店Dの店頭でこの本を見かけたAは、これは自分が購入した本であると主張してDに返還を求めた。これに対してDは、この本は古本市で購入したものである、そもそも、何を根拠にこの本は自分の物であると主張するのかと反論した。Aとしてはどうすればよいか。Dからの反論も想定しつつ検討しなさい。

（配点：50点）

* I. II. のどちらから解答してもよいが、どちらの問いの解答であるかを明記すること。なお、解答にあたっては、民法以外の特別法の適用可能性を考える必要はない。

刑法（配点 100 点）

以下の事例について、X の罪責を論じなさい（ただし、特別法違反の点については論じなくてよい）。

X（男性，55歳）は，妻子がありながら，長年，A（女性，50歳）と性交渉を伴う交際をしていた。ところが，A から別れ話を出された。X は，もはや A に対する性的関心を失っていたものの，一方的に別れ話を出されたことに立腹し，A に対して仕返しをしてやろうと決意した。X は，示談金を支払いたいという嘘の電話を A にかけて上，A に対してホテルの一室に来るように，誘った。A は経済的に苦しかったところから，いい話だと思い，X の指定したホテルの部屋を訪れた。ところが X は，A が部屋に入るとすぐに，A の口をふさいだうえ，裸にし，用意してあったロープで縛り上げ，椅子にくくりつけた。A は，口もロープでふさがれたため，声を出すこともできない状態となった。X は，持ってきたカメラを取り出し，そのような状態にあった A の写真を数十枚撮った。以上の行為は，A に対して仕返しをしたいとの一心から出たものであり，X は後日，その写真をネットで世間に公表すると A を脅して，金員を取ろうとしたのであった。その後，X はロープをほどき，A に対して「このことは誰にも言うな」と述べた上，ホテルから帰そうとした。A は着物を着た後，部屋を出ようとしたが，X に対する激しい憎悪が湧き起こり，近くにあった電気ポットを取り上げ，X に対して殴りかかった。X は，とっさにこれをおかわしたが，二人はもみあう状態となった。このとき，X は電気ポットを取り返し，それで A を強く殴打した。そのために，A は頭部と顔面に全治1ヶ月の打撲症を負った。

[このページは空白です。]